

# 国立大学法人岐阜大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができるとしている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

12月の期末特別手当の支給率を100分の2.5引き上げた。本給月額を約6.7%引き下げた。なお、経過措置として平成18年3月から引き続きいた役員には、平成20年3月まで本給月額のほか、その差額に相当する額を本給月額として支給することとした。

理事

12月の期末特別手当の支給率を100分の2.5引き上げた。本給月額を約6.7%引き下げた。なお、経過措置として平成18年3月から引き続きいた役員には、平成20年3月まで本給月額のほか、その差額に相当する額を本給月額として支給することとした。

理事(非常勤)

本給月額を約6.7%引き下げた。

監事

12月の期末特別手当の支給率を100分の2.5引き上げた。本給月額を約6.7%引き下げた。なお、経過措置として平成18年3月から引き続きいた役員には、平成20年3月まで本給月額のほか、その差額に相当する額を本給月額として支給することとした。

監事(非常勤)

本給月額を約6.7%引き下げた。  
日額で支給していた手当を月額でも支給可能とした。

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	18,206	12,960	5,246	0 ( )		
理事 (4 $\frac{9}{12}$ 人)	63,129	45,576	17,287	266 (通勤手当)	7月1日1名	
理事 (非常勤) ( $\frac{3}{12}$ 人)	2,294	2,294	0	0 ( )		6月30日1名
監事 (1人)	9,949	7,776	2,095	78 (通勤手当)	4月1日1名	
監事 (非常勤) ( $\frac{10}{12}$ 人)	1,061	1,061	0	0 ( )	2月1日1名	11月20日1名

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
	千円	年	月			
法人の長						該当者なし
理事	千円	年	月			該当者なし
監事	2,160	2	0	H18.3.31	-	学長裁定に基づき、岐阜大学役員退職手当規則第2条第2項による退職手当の増額又は減額は行わなかった。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学にて決定された当初予算の範囲内で運用

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与法に定める職種に応じた俸給表を参考とし、毎年的人事院勧告を基本として、給与水準を決定する予定である。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学の定めた人事評価の結果を基礎資料とし、職員が職務を通じて発揮している能力(職務遂行能力)によって任用、給与等の処遇に反映させている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇給	特別昇給と普通昇給を統合し、昇給区分を5段階として勤務成績に応じて昇給させることができる。
昇格・降格	昇格:特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める必要経年数を有している者は上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の職務の級に決定することができる。

#### ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

給与法を基本として、次のとおり改正した。

- ①本給表の水準を平均4.8%引き下げた。
- ②現行の号給を4分割した。
- ③年4回の昇給時期を年1回(1月1日)に統一した。
- ④特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分を5段階にした。
- ⑤6月期の勤勉手当の支給率を100分の2.5引き上げた。
- ⑥地域手当を新設した。
- ⑦本給の調整額の見直しを行った。
- ⑧国家公務員退職手当法の改正に伴い退職手当の算出方法を見直した。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 1366	歳 44.0	千円 7,050	千円 5,103	千円 97	千円 1,947
事務・技術	人 284	歳 45.1	千円 5,759	千円 4,210	千円 118	千円 1,549
教育職種 (大学教員)	人 669	歳 48.4	千円 8,895	千円 6,388	千円 103	千円 2,507
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 290	歳 33.1	千円 4,538	千円 3,332	千円 54	千円 1,206
技能・労務職種	人 18	歳 55.2	千円 5,200	千円 3,803	千円 89	千円 1,397
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 42	歳 35.1	千円 6,077	千円 4,519	千円 73	千円 1,558
教育職種 (外国人教師等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 60	歳 44.7	千円 5,977	千円 4,372	千円 152	千円 1,605
その他医療職種 (看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 116	歳 33.7	千円 3,809	千円 3,476	千円 78	千円 333
事務・技術	人 12	歳 47.8	千円 3,586	千円 2,689	千円 124	千円 897
教育職種 (大学教員)	人 9	歳 38.7	千円 5,462	千円 4,060	千円 79	千円 1,402
医療職種 (病院医師)	人 77	歳 31.4	千円 3,738	千円 3,738	千円 58	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 4	歳 55.3	千円 3,868	千円 2,857	千円 101	千円 1,011
医療職種 (病院医療技術職員)	人 14	歳 24.9	千円 3,312	千円 2,510	千円 140	千円 802

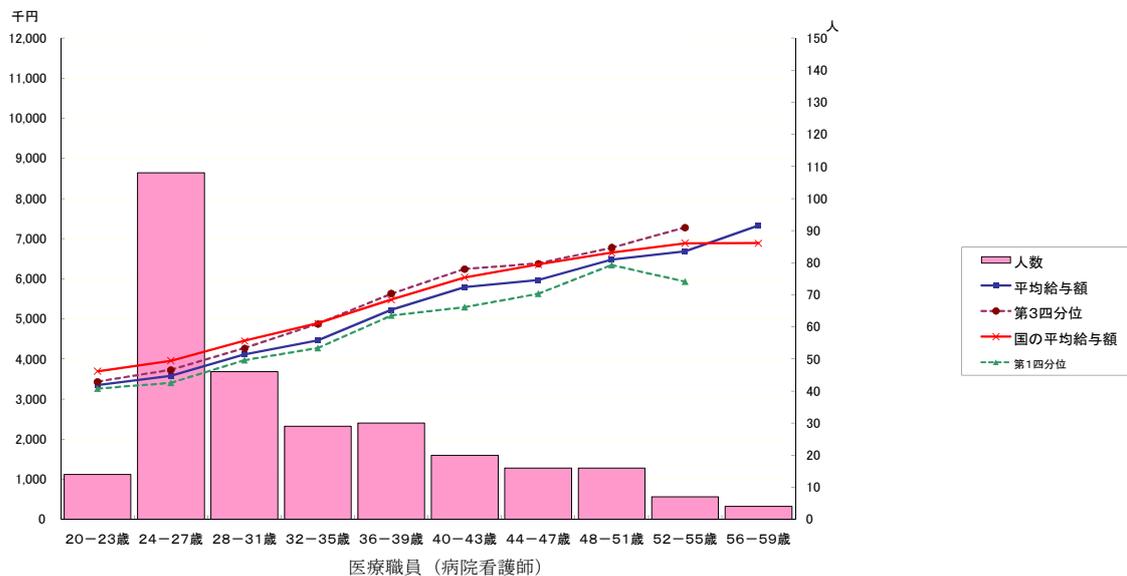
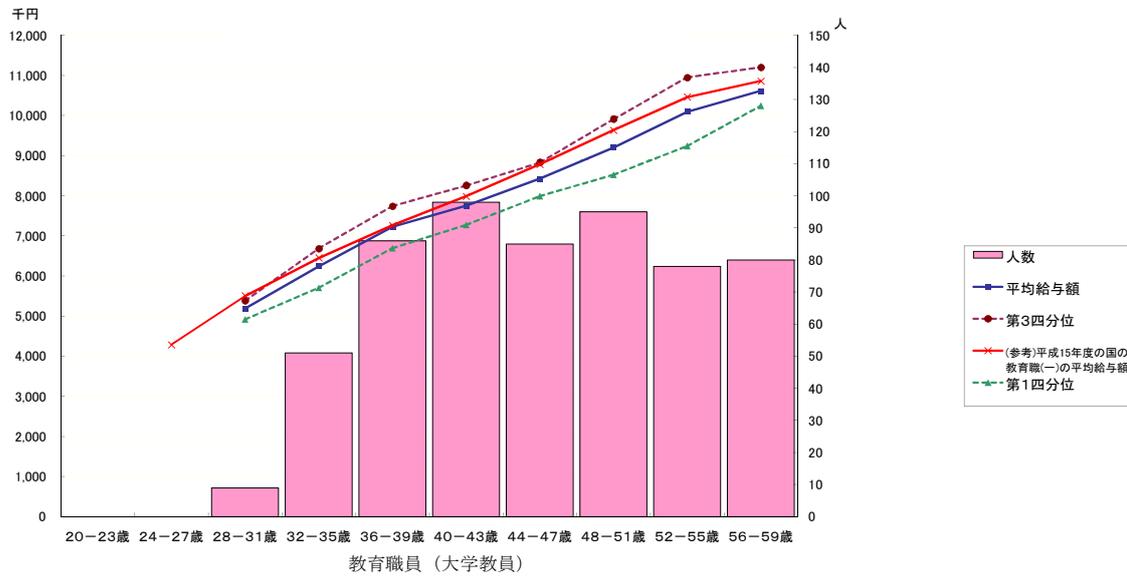
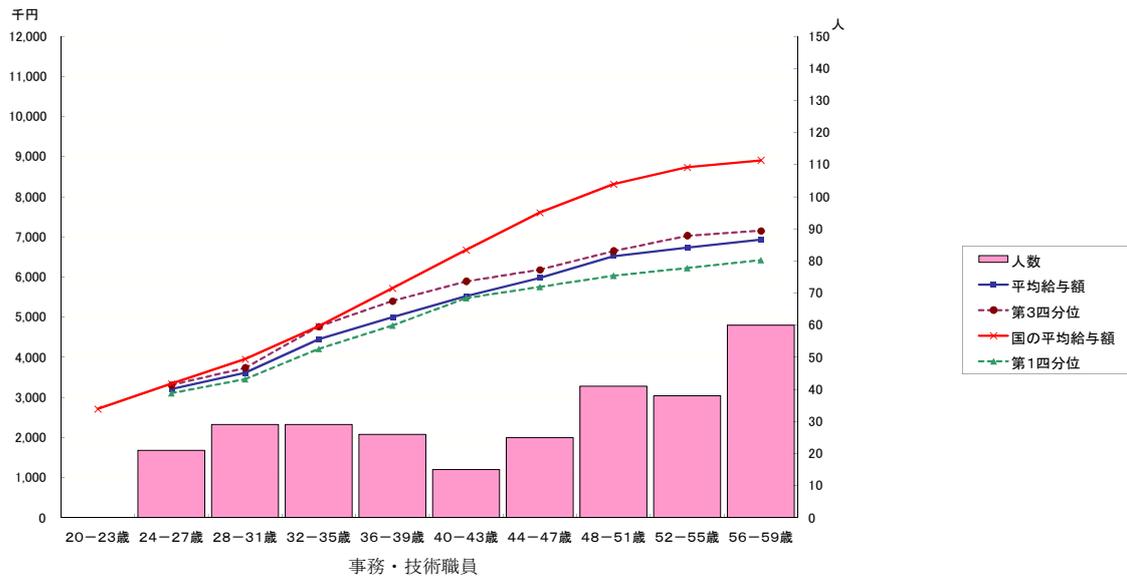
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の教育職種(外国人教師等)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3:常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注4:技能・労務職種は、用務員、調理師、医療機器運転員等の技術系職種の者をいう。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)  
〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



## (事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	2	57.0	-	9,367	-
課長	21	55.6	7,736	8,103	8,554
課長補佐	30	56.4	6,644	6,892	7,061
係長	119	49.9	5,839	6,158	6,501
主任	47	40.7	4,681	5,119	5,629
係員	65	30.3	3,213	3,584	3,750

注1:「課長」には課長相当職である「事務長」及び「室長」を含み、「課長補佐」には「事務長補佐」を含む。また、「係長」には「専門職員」を含む。

注2:部長の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「第3分位」及び「第1分位」は表示していない。

## (教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	278	56.1	9,808	10,448	11,040
准教授	215	44.8	7,838	8,215	8,748
講師	50	45.2	7,362	7,760	8,244
助教	125	38.7	5,945	6,549	7,274
助手	1		-		-

注:助手の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額等については記載していない。

## (医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1		-		-
副看護部長	3	48.5	-	6,903	-
看護師長	22	46.0	6,195	6,489	6,830
副看護師長	48	42.0	5,339	5,727	6,233
看護師	216	29.4	3,450	3,948	4,225

注1:看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額等については記載していない。

注2:副看護部長の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「第3分位」及び「第1分位」は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	係員	係長主任	課長補佐 係長	課長	部長 課長	部長
人員 (割合)	284 人	27 人 (9.5%)	38 人 (13.4%)	159 人 (56.0%)	37 人 (13.0%)	12 人 (4.2%)	10 人 (3.5%)	1 人 (0.4%)
年齢(最高～最低)		42 歳 ～ 24	56 歳 ～ 27	59 歳 ～ 33	59 歳 ～ 49	59 歳 ～ 48	59 歳 ～ 48	～
所定内給 与年額(最高～最低)		2,646 千円 ～ 2,197	3,899 千円 ～ 2,429	5,156 千円 ～ 2,995	5,732 千円 ～ 4,547	6,042 千円 ～ 4,763	7,012 千円 ～ 5,836	～
年間給与 額(最高～最低)		3,512 千円 ～ 3,002	5,316 千円 ～ 3,320	7,116 千円 ～ 4,167	7,898 千円 ～ 6,364	8,155 千円 ～ 6,681	9,404 千円 ～ 8,034	～

区分	8級	9級	10級
標準的な職位	部長	部長	部長
人員 (割合)	該当者なし	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)	～	～	～
所定内給 与年額(最高～最低)	～	～	～
年間給与 額(最高～最低)	～	～	～

注:7級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

## (教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手	助教	講師 助教	准教授	教授	教授
人員 (割合)	669人	1人 (0.1%)	83人 (12.4%)	92人 (13.8%)	215人 (32.1%)	278人 (41.6%)	該当者なし
年齢(最高 ～最低)		歳	64歳 29	61歳 32	64歳 32	64歳 42	歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円	5,850千円 3,554	6,489千円 4,637	7,110千円 4,342	10,103千円 5,567	千円
年間給与 額(最高～ 最低)		千円	7,743千円 4,785	8,926千円 6,173	9,816千円 6,005	14,009千円 7,822	千円

注:1級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

## (医療職種(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	副看護師長	副看護部長 看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	290人	該当者なし	216人 (74.5%)	48人 (16.6%)	24人 (8.3%)	1人 (0.3%)	1人 (0.3%)	該当者なし
年齢(最高 ～最低)		歳	59歳 23	56歳 31	56歳 39	歳	歳	歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円	4,638千円 2,834	5,042千円 3,038	5,450千円 3,849	千円	千円	千円
年間給与 額(最高～ 最低)		千円	6,432千円 3,259	6,867千円 4,179	7,549千円 5,440	千円	千円	千円

注:5級及び6級における該当者が各々1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率  
(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 68.8	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.3	% 31.2	% 32.6
	最高～最低	% 42.1～32.2	% 38.4～29.3	% 40.2～30.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.0	% 69.1	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.0	% 30.9	% 32.4
	最高～最低	% 40.7～30.4	% 37.5～27.6	% 35.8～28.9

(教育職種(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.5	% 67.2	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.5	% 32.8	% 34.6
	最高～最低	% 45.9～30.0	% 39.0～29.7	% 42.1～31.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 69.1	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 30.9	% 32.4
	最高～最低	% 40.7～29.9	% 37.5～26.6	% 39.0～29.5

(医療職種(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.4	% 68.4	% 67.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.6	% 31.6	% 33.0
	最高～最低	% 40.7～31.7	% 37.5～28.5	% 35.8～30.1

注：医療職種における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 81.4

対他の国立大学法人等 94.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等 96.3

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 93.3

対他の国立大学法人等 97.0

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一))との比較指標 96.9

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	11,795,458	11,842,944	△ 47,486 (△0.4)	32,593 (0.3)
退職手当支給額 (B)	1,598,085	779,298	818,787 (105.1)	1,006,514 (170.1)
非常勤役職員等給与 (C)	2,467,722	2,202,639	265,083 (12.0)	647,913 (35.6)
福利厚生費 (D)	1,744,095	1,704,571	39,524 (2.3)	122,272 (7.5)
最広義人件費 (A+B+C+D)	17,605,360	16,529,453	1,075,907 (6.5)	1,809,292 (11.5)

#### 総人件費について参考となる事項

- ①「給与、報酬等支給総額」の減は、給与改定(人勸準拠)に伴う俸給の減、及び年間平均支給人員数の減(△13名)が主な要因である。また、最広義人件費の増は、退職者の増加(13名)に伴う退職手当の増、病院増収に伴う医療系職員の増員(13名)が主な要因である。
- ② i) 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項  
 ※「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
- ii) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針  
 ※中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策  
 ・定員制度に代えて、中期計画の認可に基づいて、全学で管理・配置する配置職員数の制度を設ける。  
 ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
- iii) 人件費削減の取組の進ちょく状況  
 ・基準年度の「給与、報酬等支給総額」 11,842,944 千円  
 ・当年度の「給与、報酬等支給総額」 11,795,458 千円  
 ・当年度までの人件費削減率  $\Delta 0.4\%$   
 計算式 = (当年度の金額 - 基準年度 of 金額) ÷ 基準年度 of 金額 × 100
- ③「非常勤役職員給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(17)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。
- ④その他  
 ・当年度の「給与、報酬等支給総額」 11,795,458 千円 a  
 ・平成17年度の「人件費予算相当額」 12,131,300 千円 b  
 ・人件費削減率(対人件費予算相当額)  $\Delta 2.8\%$   
 計算式 = (a - b) ÷ b × 100

### Ⅳ 法人が必要と認める事項